

～募集開始から補助金交付までの流れ～

日本国特許庁への出願

「日本国特許庁に**出願済**の案件」が対象です。
(PCT国際出願を含む)

ただし、
※ダイレクトPCT出願の場合、日本国を指定締約国
に含み、国内移行する案件は対象になります。
※申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国
を指定締約国とする予定の案件で、採択後、補助
年度内にハーグ出願を行う案件は対象となります。

申請書・必要書類の提出

受付：5月17日（火）～6月16日（木）

審査、採択可否の通知

書面・プレゼンテーションによる審査を行います。

・選定委員会：7月13日（水）実施予定。
・結果通知：選定委員会実施から1週間程度
を予定。

※応募状況に応じて、審査方法及び日程が変更と
なる場合もございます。予めご了承ください。

<採択決定日以降、外国出願が可能となります>

諸外国へ出願

採択決定後に、外国への出願手続きに
着手いただきます。

代理人費用の支払い

※採択決定以前の手続きで発生した費用は補助対象外となりますので、**ご注意ください。**

実績報告書・証憑書類の提出

令和5年1月13日（金） 最終提出期限

補助金額の確定

令和5年2月下旬（予定）

精算払請求書の提出

令和5年2月下旬（予定）

補助金の交付

令和5年3月末までに指定された口座へ
補助金をお振込みします。